

はじめに

国土交通省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成 11 年 7 月に災害時に避難地や防災活動拠点等として機能する都市公園（防災公園）の効果的な整備促進を目的とした「防災公園の計画・設計に関する技術資料－防災公園の計画・設計に関するガイドライン（案）－（土木研究所資料 3663 号）」を発行し、防災公園等の計画・設計の考え方を示すことで、その整備を推進してきた。

また、それ以降に発生した東日本大震災等の災害で確認された防災公園等の新たな役割（津波からの緊急避難場所となる高台としての役割や帰宅困難者の徒歩帰宅や一時滞在を支援する場所としての役割等）を踏まえ、同ガイドライン（初版）の改訂を検討し、平成 27 年 9 月に「防災公園の計画・設計に関するガイドライン（案）（平成 27 年 9 月改訂版）（国土技術政策総合研究所資料第 857 号）」としてとりまとめた。

一方で、前回ガイドラインの改訂時に開催された「防災公園計画・設計ガイドライン改訂検討委員会（平成 26 年度）」において、防災公園が災害時に適切に機能を発揮するためには、施設の整備だけでなく、平常時を含めた管理運営に関する内容の一層の充実が求められることが指摘された。平成 28 年 4 月に発生した熊本地震においても、阪神・淡路大震災以降に整備が進められた防災公園などが役割を発揮する一方、利活用上の課題が見られることがあった。こうしたことから、今般、前回改訂から日が浅いものの、これまでの災害発生時における防災公園等の管理・活用に係る教訓や知見をもとに、平常時から実施すべきものを含め管理運営面の内容をより充実させた更なる改訂を検討することとした。

本資料は、国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター緑化生態研究室において、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震における都市公園の利用実態の検証を含めた検討を行い、主に公園管理者を対象に平常時及び災害時に果たすべき管理運営上の役割や対応をとりまとめ、ガイドラインの再改訂を行ったものである。再改訂の主な内容としては、新たに第Ⅳ章として「防災公園等の管理運営」を追加するとともに、防災公園等の利用に関する地域住民向けの普及啓発資料として「身近な公園防災使いこなしブック」を参考資料に付したこと、また、第Ⅰ章に平成 28 年熊本地震の事例を追加したほか、第Ⅲ章に管理運営面からみた計画設計段階の留意事項を追記したこと等があげられる。

なお、とりまとめに当たっては、学識経験者、行政関係者により構成される「防災公園計画設計・管理運営ガイドライン改訂検討委員会（平成 28 年度）」を設置し、興水委員長はじめ各委員の皆様より貴重な指導、助言をいただいた。その内容を踏まえつつ、本委員会の協力委員と担当者が本改訂の作成を行った。（次頁参照）